

# 集中対策の概要

# 飲食店等への要請【重点区域】

① 対象：広島市，東広島市，府中町，海田町の飲食店

**【積極ガード店ゴールド 認証店(第三者認証店)】**

区分 令和3年10月1日(金)～10月14日(木)

- 要請内容
- 酒類を提供する飲食店の営業時間を5～21時に短縮(酒類提供は11時から20時まで)利用者による酒類の店内持込を含む。
  - 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とする。
  - 飲食を主として業としている店舗(スナック，カラオケ喫茶等)において、カラオケ設備の提供を自粛すること。※1

- 支給単価
- ・希望される方は、定額18万円を早期給付します。
  - ・早期給付受付期間：10月1日～10月12日

単位:万円

	中小企業	大企業
時短	2.0～7.0/日	最大19.5/日
休業	2.5～7.5/日	最大20/日

- 支給要件
- ・要請前から酒類を提供する飲食店であること
  - ・「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録
  - ・通常の閉店時間が21時以降の飲食店 など

※1 カラオケを主として業を行っている店舗(カラオケボックス)は除く。 2

# 飲食店等への要請【重点区域】

② 対象：広島市，東広島市，府中町，海田町の飲食店

**【認証店以外】**

区分 令和3年10月1日(金)～10月14日(木)

- 要請内容
- 酒類を提供する飲食店の営業時間を5～20時に短縮(酒類提供は11時から19時半まで)利用者による酒類の店内持込を含む。
  - 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とする。
  - 飲食を主として業としている店舗(スナック，カラオケ喫茶等)において、カラオケ設備の提供を自粛すること。※1

- 支給単価
- ・希望される方は、定額18万円を早期給付します。
  - ・早期給付受付期間：10月1日～10月12日

単位:万円

	中小企業	大企業
時短	2.0～7.0/日	最大19.5/日
休業	2.5～7.5/日	最大20/日

- 支給要件
- ・要請前から酒類を提供する飲食店であること
  - ・通常の閉店時間が20時以降の飲食店
  - ・「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 など

※1 カラオケを主として業を行っている店舗(カラオケボックス)は除く。

# 集客施設への働きかけ【重点区域】

対象：広島市，東広島市，府中町，海田町

施設の種類の	施設の例	働きかけ内容
劇場等	劇場，観覧場，演芸場，映画館 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>5時から21時</b>までの営業時間短縮 ただし，生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</li> <li>・イベントを開催する(映画館の上映含む。)場合は，21時までの開催時間の短縮</li> <li>・施設内での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の持ち込みを含む。)は，11時～19時30分まで</li> <li>・入場者の整理等</li> </ul> <p>※<b>食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は，飲食店への時短要請に従うこと</b></p>
集会・展示施設	集会場又は公会堂，展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設等	体育館，スケート場，水泳場，屋内テニス場，柔剣道場，ボウリング場，テーマパーク，遊園地，野球場，ゴルフ場，陸上競技場，屋外テニス場，ゴルフ練習場，バッティング練習場，スポーツジム，ホットヨガ，ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館，美術館 等	
商業施設	大規模小売店，百貨店，ショッピングセンター等	
遊技施設	マージャン店，パチンコ店，ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店，射的場，勝馬投票券販売所 等	
サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯，ネイルサロン，エステサロン，リラクゼーション 等	
結婚式場	結婚式場	

# イベントの要件【全県】

## ① 10月1日以降のイベントに適用

- ・9月28日から30日までを周知期間とする。
- ・9月30日までにチケットが販売されたイベントについては、9月30日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。9月28日以降、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

## ② 21時までの時短を働きかけ

## ③【収容定員に収容率(A)をかけた人数】と【人数上限(B)】の少ない方を限度とする

収容率(A)		人数上限(B)
<b>歓声・声援等が想定されないもの</b> ・クラシックコンサート ・演劇, 寄席, 古典芸能等 (雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 講談, 落語等) ・展示会 等	<b>歓声・声援等が想定されるもの</b> ・ロック, ポップコンサート ・スポーツイベント 等	「5,000人」か 「収容定員の50% ≤10,000人)」の 大きい方(※)
100%以内 (収容定員がない場合は十分な間隔)	50%以内 (収容定員がない場合は十分な間隔)	

※緊急事態宣言解除後1ヶ月の経過措置として、10月30日まで継続

イベント主催者の方へ

変異株の流行を踏まえ、マスク常時着用、消毒、3密回避の徹底、マイクロ飛沫対策として十分な換気などの徹底を

# 県民/事業者の皆様への要請

- **外出を半減**（通院, 通勤, 通学を除く）
- 出勤者は**7割削減**
- 重点区域では, **21時以降**は外出せず,  
勤務を抑制(社会機能維持に従事している方を除く)

# 県民/事業者の皆様への要請

県外から感染を持ち込まないために  
**県外往来は, 引き続き要注意**

- 感染が拡大している地域 (新規報告者数10万人対10以上)  
⇒ 慎重に判断
- 県内の重点区域  
⇒ 感染防止対策の徹底